

第 1 6 6 回

熊 本 県 都 市 計 画 審 議 会 議 事 録

令和 7 年（2 0 2 5 年）3 月 2 4 日

第166回 熊本県都市計画審議会議事録

- 1 案件 [公開・非公開]

【審議】

議第1351号 《公開》

人吉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の件

議第1352号 《公開》

荒尾都市計画道路の変更の件（万田下井手線）

【報告】

熊本都市計画都市計画区域マスタープラン及び区域区分の見直しについて

- 2 審議会の日時及び場所

日時 令和7年（2025年）3月24日（月曜日） 午前10時開会

場所 熊本県庁防災センター地下1階 B01会議室

- 3 出席した委員及び幹事の氏名

（出席委員）

熊本大学教授	柿本 竜治
熊本大学教授	本間 里見
熊本商工会議所女性会	古崎 喜代子
熊本経済同友会	野々口 弘基
熊本県弁護士会	森 則子
熊本大学教授	副島 顕子
熊本県町村会会長	竹崎 一成
熊本県議会議員	藤川 隆夫
熊本県議会議員	鎌田 聡
熊本県議会議員	前田 憲秀
熊本県議会議員	橋口 海平
熊本県議会議員	松村 秀逸
熊本県議会議員	中村 亮彦
九州地方整備局長（代理 熊本河川国道事務所建設専門官	國本 和宏）
九州農政局長（代理 農村振興部農村計画課長	渡邊 大伸）
熊本県警察本部長（代理 交通規制課長	大藪 浩）

(出席幹事)

土木部道路都市局長	菰田 武志
土木部道路都市局都市計画課長	松田 龍朋
土木部道路都市局都市計画課審議員	緒方 民夫
土木部道路都市局都市計画課課長補佐	渡邊 真也
土木部道路都市局都市計画課主幹	川端 辰己

4 一般の傍聴者 0名

5 議事次第

- (1) 開会
- (2) 主催者あいさつ
- (3) 委員紹介
- (4) 議事録署名者の指名
- (5) 審議会の公開・非公開について
- (6) 議案
- (7) 閉会

6 議事の経過

(1) 開会

渡邊課長補佐

ただいまより、第166回熊本県都市計画審議会を開会いたします。私は本日の司会をいたします、県都市計画課の渡邊といたします。よろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、土木部道路都市局長の菰田からご挨拶申し上げます。

(2) 主催者あいさつ

菰田道路都市局長

皆様、おはようございます。熊本県土木部で道路都市局長を務めております菰田と申します。よろしくお願いいたします。

本日は年度末の大変お忙しい中にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。事務局を代表して一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

前回、先月でございますけども、2月の審議会では、熊本セミコン特定公共下水道と富合公共下水道、宇土公共下水道に関するご審議をいただきました。

熊本セミコン特定公共下水道につきましては、3月上旬に都市計画決定を行っており、その後、3月中旬に国から事業認可を受けたところでございます。引

き続き、早期の事業着手に向けた準備を進めて参りたいと思っております。

また、富合公共下水道及び宇土公共下水道につきましても、3月上旬に都市計画決定いたしまして、下水道の事業計画変更に着手しておりますことをご報告申し上げます。

さて、本日の付議事項ですけど、二項目ございます。

1つは、人吉都市計画の計画変更に関する件でございます。平成16年に策定しております人吉市の区域マスタープランの見直しを行うことを審議していただきたいと思っております。

また、荒尾の都市計画道路でございます万田下井手線の一部区間の詳細設計に基づいた変更についての議事内容となっております。

詳細については後程説明させていただきます。

また、報告事項といたしまして、来年度見直しを予定しております、熊本都市計画区域の区域マスタープランと区域区分についても、現在の進捗状況を報告させていただきたいと思っております。限られた時間ではございますが、委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見をいただければと思っております。本日はよろしくお願いいたします。

渡邊課長補佐

続きまして、定数の確認をいたします。

本日は委員18名のうち、16名の出席ですので、熊本県都市計画審議会条例の規定により、審議会を開催できる定数に達しておりますことをご報告いたします。

(3) 委員紹介

渡邊課長補佐

審議に入ります前に、本日代理で出席いただいている委員をご紹介させていただきます。

国土交通省九州地方整備局長、森田様の代理といたしまして、熊本河川国道事務所建設専門官の國本様でございます。

農林水産省九州農政局長、緒方様の代理といたしまして、九州農政局農村振興部農村計画課長の渡邊様でございます。

熊本県警察本部長、宮内様の代理といたしまして、熊本県警察本部交通規制課長の大薮様でございます。

その他の委員の皆様の紹介につきましては、出席者名簿により代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、熊本県都市計画審議会の運営規則の規定に従い、会長が議長を務め

ることになっておりますので、柿本会長に議長をお願いいたします。

柿本会長、よろしくお願いいたします。

(4) 議事録署名者の指名

柿本会長

それでは、これから先の進行につきまして私の方で進めさせていただきます。

議案の審議に入ります前に、熊本県都市計画審議会運営規則に基づき、議事録署名の指名をさせていただきたいと思います。

規定により会長が指名することになっておりますので、本日は森委員と藤川委員をお願いしたいと思います。

森委員、藤川委員よろしいでしょうか。

森委員・藤川委員

はい。

柿本会長

それでは、よろしくお願いいたします。

(5) 審議会の公開・非公開について

柿本会長

続きまして、審議会の公開に関してですが、本日の議案はすべて公開といたします。

傍聴及び報道機関の方がいらっしゃいますか。

渡邊課長補佐

傍聴の方はいらっしゃいません。報道機関の方が2名いらっしゃいます。

(6) 議案

審議：議第1352号荒尾都市計画道路の変更の件（万田下井手線）

柿本会長

それでは、審議に入らせていただきます。

議案集や次第では、議第1351号で人吉区域マスタープランの見直しをご審議いただくことになっておりますが、報告事項として、同じ区域マスタープランの見直しについて説明いただきますので、審議の順番を入れ替え、まず、議第1352号荒尾都市計画道路の変更の件についてご審議いただきたいと思います。

事務局よりご説明をお願いします。

緒方審議員

都市計画課の緒方です。

それでは、議第1352号荒尾都市計画道路万田下井手線の変更についてご説明いたします。

こちらが、本日の説明内容になります。それでは、目次の流れに沿って説明させていただきます。

初めに、全体概要として万田下井手線の概要について説明いたします。

1ページをご覧ください。

これは、荒尾市の都市計画区域図です。西側に荒尾駅や荒尾市役所、中央付近にグリーンランド、北側に世界文化遺産の三池炭鉱万田坑を示しています。

都市計画道路万田下井手線は、国道208号を起点としまして、都市計画道路市屋深瀬線を終点とする延長約3,100mの都市計画道路です。

全体延長3,100メートルのうち、青色で示しています1,150mが整備済み区間、そして、赤色で示しています740mが今回の変更区間です。緑色で示しています1,210mが未事業化区間となります。

次に、都市計画上の位置付けについてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

こちらは、荒尾都市計画区域マスタープランに示した都市の将来市街地像図です。JR荒尾駅周辺と緑ヶ丘地区周辺の2つの中心拠点を連携するように、都市連携軸が配置され、このうちの一部が万田下井手線となります。

3ページをお願いします。

こちらは、荒尾市の都市計画マスタープランに示した将来都市構造図になります。先ほどの荒尾都市計画区域マスタープランと同様に、2つの中心拠点を結ぶ市街地環状軸の一部に位置付けられています。

このように、万田下井手線は都市計画上で、拠点間のアクセス強化の観点から重要な路線に位置付けられています。

次に、付議理由についてご説明いたします。

こちらは、今回の変更区間付近の航空写真になります。

黒色で示しています現道につきましては、左の写真に示していますように、万田坑の遺構があり、これらを極力回避する線形で令和4年に都市計画決定を行っております。

その後、詳細設計を行い、区域が確定したことによる変更を本日付議しているところでございます。

5ページをお願いします。

こちらは、新旧対照図を拡大したものになります。

今回変更は、令和４年に路面幅で都市計画決定した後の詳細設計の結果によりまして、道路を支える構造物の形状が決定したことによる区域の変更、いわゆる下幅の変更となります。

詳細については、標準断面図を用いて、次項で説明いたします。

次に、都市計画変更の概要についてご説明いたします。

道路区分は都市部の都道府県道となり、第４種の道路、また、将来交通量が約８，３００台となることから、第２級の道路となります。

道路構造の技術的基準を踏まえますと、道路幅員は１６ｍとなります。内訳については、車線数が２車線で標準断面図の中央から、車道が３ｍ、路肩が０．５ｍ、植樹帯が１．５ｍ、自歩道が３．０ｍとなっております。

こちらが、道路の標準断面図となります。

今回の変更は、標準断面図に赤色で着色していますが、道路を支える構造物の形状が決定したことによる区域の変更となります。

最後に、説明会及び意見書についてご説明いたします。

都市計画素案の住民説明会を令和６年１１月１２日と１５日に開催し、計２７名の参加がありました。

主な質問を紹介しますと、「今回の変更区間はいつ整備が完了するのか」という質問があり、「令和１１年度」と回答しております。その他に、「今回の変更区間よりも先はいつ整理するのか。」という質問がありまして、「まずは今回の整備区間の早期完成を目指します」というように回答しております。

なお、説明会全体をとおしまして、都市計画素案そのものに対する反対意見はありませんでした。

９ページお願いします。

都市計画案の公告・縦覧を令和７年１月２４日から２月７日まで行いましたが、意見書の提出はありませんでした。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

柿本会長

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明のありました、荒尾都市計画道路の変更の件につきまして、何かご意見、ご質問はありませんか。

各委員

(意見なし)

柿本会長

ご意見がないようでしたら、議第１３５２号につきましては、異議なしとしてよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

柿本会長

それでは、ご意見はないようですので、議第１３５２号につきましては異議なしとさせていただきます。

審議：議第１３５１号人吉都市計画区域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の件

柿本会長

続きまして、議第１３５１号人吉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の件について、ご審議いただきたいと思います。

事務局より議案のご説明をお願いいたします。

緒方審議員

それでは、議第１３５１号人吉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の件についてご説明いたします。

議題は、都市計画法に記載の言葉を引用したものであり、括弧書きの人吉都市計画区域マスタープランの改定は通称となります。

本日は、都市計画区域マスタープランを訳して区域マスという言葉でご説明します。

これより、右上のページ番号に沿ってご説明いたします。

１ページをご覧ください。

本日は、１．都市計画区域マスタープランとは、２．改定の流れ、３．審議の観点の３つについて、ご説明いたします。

それではまず、１．都市計画区域マスタープランとは、について説明いたします。

区域マスは概ね２０年先の都市の姿を展望し、土地利用や概ね１０年以内に優先的に整備する公共施設など、都市計画における将来の見通しや目標を定めるものです。

また、都市計画とは土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業に関する計画を定めることです。

こちらは、都市計画制度の体系イメージを表した図となります。

本県では、それぞれの区域マスに先立って、熊本県都市計画区域マスタープラン基本方針を定めております。この基本方針には、県の都市計画の目標や県内に共通する都市計画の方針、広域都市計画区域マスタープランの運用について記載しております。この基本方針に即する形で、赤い枠で示していますが区域マスを県が策定します。また、その右に示しております市町村都市計画マスタープラン、通称都市マスを市町村が定めます。この両マスタープランに即し、土地利用や都市施設といった具体の都市計画を定めていく流れとなっております。

今回、この区域マスの基本方針に基づきまして、人吉都市計画区域マスタープランの改定を行っております。

次に２．改定の流れについてご説明いたします。

まず、改定の経緯としましては、平成１２年に都市計画法が改正され、すべての都市計画区域にマスタープランの策定が義務化されました。平成１５年に県下統一の方針として、熊本県都市計画区域マスタープラン基本方針を策定し、それを受けまして平成１６年に人吉都市計画区域マスタープランを策定しております。その後、基本方針の改定としまして、平成２５年に東日本大震災や熊本広域大水害、九州新幹線全線開業などの変化を踏まえた、第１回の改定を行っております。また、平成３１年には熊本地震からの経験や教訓を踏まえた都市防災の見直しとして、第２回の改定を行っております。

なお、人吉区域マスにつきましては、基本方針の改定を受け、令和２年に改定に取りかかりましたが、令和２年７月豪雨によりまして、甚大な被害が発生したことから、改定を中断しまして、復旧・復興を最優先に取り組んで参りました。そのため、策定から２０年以上が経過している状況となっております。

今回、人吉市復興まちづくり計画などの復旧・復興の計画が策定されたことと併せて、人口減少や少子高齢化社会の進行など、様々な社会情勢の変化を踏まえまして、人吉区域マスの改定を行うものとなっております。

次に、改定の手続きについてご説明いたします。

令和６年７月から、県と人吉市の関係者によります連絡調整会議及び学識者や地域の各分野の代表者から意見を伺う検討委員会を３回実施しております。

また、住民説明会などの住民意見の反映、市町村への意見聴取の手続きを行った上で、今回、本審議会にお諮りしております。

具体的な手続きの詳細については、後程ご説明いたします。

次に、３．審議の観点について説明いたします。

区域マスにつきましては、３点の観点からご審議をいただきます。①区域マスとして必要な事項を定めているか、②必要な手続きを行っているか、③区域マスの大きな方向性は妥当かとなります。

まず、1つ目の審議の観点、区域マスとして必要な事項を定めているかについてご説明します。

都市計画法第6条の2第2項において、区域マスには区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針を定めるとともに、都市計画の目標及び土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針について、定めるよう努めるものとする旨と記載があります。

人吉都市計画区域には、これまで同様、これらすべてを定めることとしております。

ここで、区域区分の決定の有無についてご説明いたします。

区域区分とは、いわゆる線引きのことで、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域の2つの区分に分けて、計画的な市街地形成を図る都市計画の制度です。

区域区分は、急激な人口増加が予想されるなど、開発圧力の高い都市や指定都市などの大都市において、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図る必要がある場合に定めるものとなっています。本県では、熊本都市計画区域にのみ定めているところです。

人吉都市計画区域においては、人口の減少傾向があり、今後も同様に推移することが見込まれており、急激な市街地の拡大は想定されないこと。また、球磨川の右岸と左岸にすでに市街地が形成されており、今後も市街地の維持形成が可能であることから、現行の区域マス同様に、区域区分は定めないこととしております。

2つ目の審議の観点、必要な手続きを行っているかについてご説明いたします。

フローのうち、赤い星印をつけておりますが、住民説明会、公聴会、市への意見聴取、都市計画案の縦覧・意見徴取と本日開催しております都市計画審議会の5つの手続きが、都市計画法に規定された必要な手続きとなります。

なお、11月に実施した住民説明会におきまして、参加者が少なく、素案に反映させる意見等もなかったことから、追加の措置としまして、可能な限り住民へ周知、意見を募集するために、住民説明会の資料を県及び市のホームページに掲載するとともに、行政機関において30日間、閲覧及び意見の募集を行っております。

3つ目の審議の観点、区域マスの大きな方向性が妥当かについてご説明します。

これにつきましては、人吉都市計画区域の現状と課題、それを踏まえた改定のポイント、住民意見とその対応についてご説明いたします。

11ページをお願いします。

まず、人吉都市計画区域の現状と課題として、概要についてご説明いたします。
地図の黒色太線箇所が人吉市行政区域、黄色太線で囲っています箇所が都市計画区域を示しています。都市計画区域の面積としては、人吉市全体の17%と小さい割合となっておりますが、人口は全体の90%以上を占めております。

この人吉都市計画区域は、人吉球磨地域の中心として、歴史・文化や経済、防災の観点から重要な役割を果たしており、今後も引続き、地域全体を支えるエリアとして、都市機能を確保していくための規制や誘導を図っていきます。

また、都市計画区域におきましては、望ましい市街地の形成を誘導するために、赤色の線で示した用途地域を定めております。

これは、人吉市の人口推移と将来人口推計を示したものです。

青色の棒グラフは、人口の推移を示しておりますが、昭和60年から令和2年まで減少傾向であり、右側の社人研による将来人口推計におきましても、引き続き減少していく見通しとなっております。令和2年と令和32年度の人口を比較しますと、約40%程度、減少する推計となっております。

また、人吉球磨地域の他の町村におきましても、同様に、30%から70%程度に人口が減少することが予想されております。

そのため、人吉都市計画区域は、人や物が集まる地域の中心として、地域全体を支え、一体の都市として持続可能な地域づくりを進めていく役割が求められています。

次に、人吉市の災害リスクについて説明いたします。

図は、災害ハザード状況を示しております。

球磨川右岸の市内中心部に洪水想定区域が広く分布しております。また、用途地域内の丘陵地の斜面付近などには、土砂災害が発生しやすい箇所もあります。

令和2年7月豪雨では、市内の広範囲で浸水が発生しまして、現在、復旧・復興が進められておりますが、今後、頻発・激甚化が懸念される水害への対応として、総合的な取り組みが求められています。

14ページをお願いいたします。

次に、人吉市の観光資源についてご説明いたします。

下の折れ線グラフは、観光入込客数の推移を示しており、赤線が県外から来られた観光客の数です。青色の線が県内からの観光客数を示しております。

コロナ禍や令和2年7月豪雨で一時、大きく減少したものの、その後回復傾向にあります。J R肥薩線の長期運休などにより、まだまだ客足が戻っていない状況にあります。

本区域が、有する青井阿蘇神社や人吉城跡など、歴史・文化等の地域資源、球磨川の恵まれた自然環境を維持・活用し、人吉球磨地域の中心都市として、さらなる交流人口の拡大に繋がる魅力的なまちづくりが求められています。

ここから、今回の改定ポイントについてご説明します。

まず、都市計画の目標としまして、都市づくりの基本理念と基本目標について説明します。

これまでお示ししました、人吉都市計画区域の現状と課題を踏まえまして、都市づくりの基本理念として、「球磨川と共に創る、誰もが安心して魅力と活力あふれる交流拠点都市」を掲げ、今後の都市整備の指針とします。

また、都市づくりの基本目標として、地域全体で災害に備え、人と環境にやさしい安全・安心な都市づくり。地域の中心都市として、定住・交流を高める持続可能な復興都市づくり。歴史、文化、自然環境を活かした観光拠点都市づくり。住民と行政等が共創により取り組むまちづくり。これら4つの基本目標を掲げております。

次に、主要な都市計画の決定方針の改定ポイントとしまして、1. 大規模災害に備えた都市防災の強化。2. 持続可能で活力ある都市づくり。3. 地域資源の魅力を活かした交流人口拡大。4. 多様な主体による共創の都市づくりとしております。

17ページをご覧ください。

ポイントの1つ目、大規模災害に備えた都市防災の強化についてです。

改定前は、主要な都市計画の決定の方針の中で、未改修箇所、河川整備や延焼防止効果のある街路樹や緑地帯等の整備について記載をしておりましたが、総合的な防災・減災対策を進める必要があることから、都市防災に関する方針を新たに追加し、ハード面と併せて、復興まちづくりの事前準備やタイムラインの作成など、ソフト面の対応を加えるとともに、流域全体で水害を軽減させる緑の流域治水の推進などについて、記載を追記いたしております。

ポイントの2つ目、持続可能で活力ある都市づくりについてです。

今後の人口減少、それから少子高齢化社会に対応するために、立地適正化計画に基づく住居や都市機能を集約するなど、持続可能で集約型の都市づくりを行う必要があります。

今回の改定で、土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針に、令和2年7月豪雨を契機とした青井地区、中心市街地地区における被災地市街地復興土地区画整理事業と併せまして、都市計画道路や公園等の面的整備により、安全かつ快適でにぎわいのあるまちの創出を目指すことを追加しております。

また、広域的なネットワークの形成のために、交通体系の整備の方針に公共交通として現在運休していますJR肥薩線やくま川鉄道の早期復旧や交通空白地帯におけるコミュニティバスや乗合タクシーの充実について、追加をいたしております。

ポイントの3つ目としまして、地域資源の魅力を活かした交流人口拡大につ

いてです。

先ほどご説明したとおり、人吉計画区域内にある、青井阿蘇神社や人吉城跡などの観光施設については、本区域内外の様々な交流を促進する、レクリエーション拠点と位置付け、都市の魅力向上を図ることを記載しております。

また、人吉球磨地域は歴史・文化、豊かな自然、温泉、食、アクティビティなど、多彩な観光資源を有しています。

それぞれの市町村の繋がりを強化し、この区域を中心とした滞在型観光を促進することで、地域全体の魅力を高めるために、広域観光の推進を図ることについても記載しております。

ポイントの4つ目、多様な主体による共創の都市づくりについてです。

人吉市の復興まちづくりは、合同意見交換会や担い手ワークショップを通じ、アイデアを重ね合わせ、みんなでつくるまちづくりが進められています。

多様化する地域課題に対応するとともに、多くの人が関わるこのような取り組みが、今後も展開していくために、住民と行政などが一体となった都市づくりの必要性について記載をしたところです。

最後に、都市計画の手続きにおける住民意見とその対応についてご説明します。

住民説明会は令和6年11月28日に人吉市役所で開催し、2名の住民の方に出席いただきました。

その後、令和6年12月17日から令和7年1月11日までの30日間、資料の閲覧及び意見の募集を行いました。意見の提出はありませんでした。

公聴会については、令和7年2月19日を予定し、改定原案について公告・縦覧を行いました。公述の申し出はありませんでした。

また、都市計画法に基づく公告・縦覧を令和7年3月4日から18日まで行い、意見書の提出はありませんでした。

県の考えとしましては、住民からの意見はありませんでしたが、検討委員会や人吉市などの関係者協議の意見、また、復興まちづくり等の内容を反映しており、地域に即した改定案であると考えております。

最後に、再度審議の観点をご説明いたします。

まず、区域マスとして必要な事項を定めているかにつきましては、法令上記載のある区域区分の決定の有無、都市計画の目標など、法律上必要な事項はすべて定めております。

次に、必要な手続きを行っているかについては、法令に基づく手続きのほか、検討委員会による意見反映など、詳細な検討を実施しております。

また、区域マスの大きな方向性が妥当かにつきましては、改定ポイントのとおり、人吉都市計画区域の現状と課題に対応した改定となっております。

最後に、人吉都市計画区域については、復旧・復興が進んでおり、今後も様々な課題が変化していくことが予想されるため、区域マスにおいては必要に応じて、柔軟に見直しを行ってまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

柿本会長

ただいま事務局より説明がございました、人吉都市計画区域マスタープランの改定につきまして、皆様から何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。

それでは、私の方から1点聞きたいのですが、手続き等についてはきちんとされているということでしたが、途中のご説明の中で、人口が令和2年と比べて、令和32年には4割ほど減少していくという話がございました。その中で、今回の見直しの中では、用途地域等の縮小とか撤退という話はなかったかと思うのですが、この点について、県としてはどのようにお考えなのか。人口が減っていくときに、宅地の用途面積はそのままになっていますよね。その辺のところについては、どのようにお考えでしょうか。

緒方審議員

まず、人吉球磨地域の持続的なまちづくりを行っていくためには、人吉市だけではなく、人吉市を中心にこの周辺の町や村も含めた、一体の都市としての役割を考えていく必要があると思っております。医療とか福祉などの生活に必要な機能を人吉市に誘導をして、広域的な観点からまちづくりを行っていくためにも、同規模の都市計画区域は維持していく必要があると思っております。

それと、人吉市では立地適正化計画を昨年策定しておりまして、人吉の都市計画区域内における住居の誘導や都市機能の誘導も立適の中でやっていますので、それと併せて、今後も検討していきたいと思っております。

柿本会長

それと、大規模災害に備えた都市防災の強化ということも掲げられていたのですけれど、その中でLⅡの洪水の場合に3m以上浸水するような地域があります。そこも用途地域に入ったままになっています。基本的には、用途地域をはったところはハザードを取り除いていくというのが行政の責務となってきた、なかなか難しいところがありますが、そのままの用途地域でよかったのかどうか、そのあたりはどのような議論がされたのか。

松田都市計画課長

都市計画課長の松田です。

ⅠⅡというのは千年に一度ということで、これを日本全国当てはめしまうと、日本各地どこも住めないような状態になっています。国の方でも進めているところは、まずハードで安全率を高めるというのと、やはりそれだけでは無理です。ソフト対策をしっかりとやっていく。そうすることによって、普段から防災意識を住民の方にしっかり持っていただくということが大切でありまして、その上で、行政都市経営の効率化というところで、安全対策、そして安全なところにまず住んでいただく、集約化を図っていくということが今のスタンダードな考え方になっております。

柿本会長

今後、立地適正化計画の中で危ないところは設定せずに、集約を図っていくという考え方ですか。

松田都市計画課長

そういうことです。

柿本会長

他に何かご質問、ご意見ございませんか。

副島委員

人吉の観光資源の活用ですけれど、14ページにありますグラフで回復傾向にあると言いながら、令和3年度までしかグラフが示されていなくて、6年度も終わりですので令和4、5年度の資料がないのか、あるいはないとしても、実際に回復傾向が続いているという手応えがあるのかどうか教えてください。

松田都市計画課長

上向きではありますが、令和3年度までのデータのみでございます。やはり、鉄道が復旧してないというところとインバウンドの影響をまだまだ人吉球磨地域と受けていないというのが、県下全域見渡しても大きなマイナス材料でございます。今後、早く鉄道を復旧させ、あるいは高速道路を活かした観光バス網の構築を早急に復活させることが重要となって参ります。また、今、地元で展開している区画整理事業、県と市で併せてやっておりますが、県ではすでに仮換地100%進んでおりまして、青井阿蘇神社を中心に観光拠点を早々に作っていくということで、しっかり取り組んでいるところでございます。そういったインフラ整備と併せて、観光拠点の充実化を図っているところでございます。

副島委員

そうしますと、一旦減少した理由というのはコロナ禍だけではなく他にもあり、人吉市の場合には他と比べて別のインフラの問題と併せて2つの問題点があるということで、ここでグラフに示されているコロナ禍で大きく減少したものとありますけれども、他にも原因があるということであれば、明確に示されてそれぞれ別途対策が必要であるとかそういったことを明記されればいいのではないかと思います。

松田都市計画課長

おっしゃるとおりで、本来であれば鉄道等の公共交通が充実すれば、インバウンドの影響を受けるところなので、その辺はしっかり記載していきたいと思っています。

柿本会長

他に何かございませんか。

本間委員

住民説明会で出席者2名ということで、住民からの意見もなかったということなのですが、本当に住民のニーズを集約できているのか、意見がちゃんと聞いているのかというのが少し心配です。復興計画のときに住民参加されたというところで、そこを拾っているとは思いますが、アンケートとか住民の意見が直接反映されているようなところというのは、どこにあるのかというのが知りたいところです。

それともう1つ、中心市街地の計画について、説明の中で青井地区の進捗が出ているのですが、中心市街地の状況というのはどうなのかという、2点を教えてください。

緒方審議員

まず、住民意見がうまく反映されているかということですが、たしかに住民の参加者は、2人と少なかったのですが、人吉市の復興まちづくりなどの中で、意見交換会や担い手のワークショップなども開催されており、そういった意見も人吉市で集約して、今回の区域マスについては、協議をし、十分反映できているものと思っています。今後、多様な主体による共創の都市づくりということで、引き続き、住民の方の意見も取り入れながらまちづくりをやっていくということも、今回区域マスには書き込むことにしておりますので、ご意見は十分尊重

しながら、広く意見をもらいながら進めていきたいというように考えております。

松田都市計画課長

にぎわいづくりですけれど、ご紹介しているのは県の区画整理事業ですが、市が区画整理事業のエリア内ににぎわいづくりをこれからやっていこうというところがございます。令和2年の被災後に駅の隣の広場で、仮設の店舗を使って一定のにぎわいを出していただいていたところがございますが、それらを使っていた方々についても、恒久的な、継続的な店舗に移り変わられて、そこで営業を再開されているところがございます。今後はそういった方々やこれから再生していく市の土地区画整理事業内でのにぎわい施設、あるいは県がやっている観光拠点、そういったものをそれぞれ連動、連携させて、新たな人吉のまちづくりやにぎわいづくりをやっていこうというように考えております。

本間委員

市内の開発とまちづくりについては、これから都市マスの方でつくられていくと思うのですが、区域マスと都市マスで齟齬がないようにされていると思いますが、連携して考えていただきたいと思います。

柿本会長

他にございませんか。

それでは、議第1351号について、異議なしとしてよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

柿本会長

ご異議がないようですので、議第1351号につきましては、異議なしとさせていただきます。

報告：熊本都市計画都市計画区域マスタープラン及び区域区分の見直しについて

柿本会長

それでは、続きまして報告事項となります。事務局よりご説明をお願いいたします。

緒方審議員

報告事項、熊本都市計画都市計画区域マスタープラン及び区域区分の見直しについて、令和7年度中の見直しに向けて、作業を行っておりますので、その進捗及び検討状況についてご報告いたします。

まず、見直しの趣旨についてご説明します。

審議事項の人吉区域マスと重複する部分もありますので、簡潔に説明いたします。

区域マスに関しては、平成12年に策定が義務化され、平成15年に策定の県基本方針に基づき、平成16年にすべての都市計画区域において策定しております。

熊本市、合志市、菊陽町、嘉島町、益城町の2市3町により構成される熊本都市計画区域については、当初策定から概ね10年が経過した平成27年に区域マスの見直しを行っております。

今回、前回改定から10年が経過するにあたり、全国的な人口減少、超高齢化社会の到来、平成28年熊本地震、新型コロナウイルス、TSMCの熊本進出など、様々な社会情勢の変化を踏まえまして、見直しを進めているところです。

また併せて、本区域の区域区分、線引きにつきましても、概ね10年ごとに実施している定期見直しの作業も並行して進めております。

次に、見直しの進め方について説明します。

見直しにあたりましては、人吉区域マスと同様に、行政内部で構成する連絡調整会と有識者等により構成します検討委員会でご意見をいただきながら作業を進めております。

検討委員会の主な内容としましては、都市づくりの課題の整理や見直しの方向性までを第1回の検討委員会で、それから、都市づくりの目標、区域区分の決定の有無と方針、区域マスタープランの構成、骨子までを第2回検討委員会で検討を行いました。

また、8月には第2回検討委員会までの内容でパブリックコメントを実施しており、県民の皆様から11件のご意見をいただきました。

主な意見としましては、渋滞対策など交通に関する意見、TSMC進出に伴う土地利用に関する意見、防災対策に関する意見などがありました。

現在、広域圏の将来像、主な都市計画の決定方針などの取りまとめを行っており、第3回検討委員会を年度明けに開催できるよう準備を進めているところです。

全体的な流れとしましては、区域マスと区域区分の見直しを並行して進めており、住民説明会、国との協議、市町との調整を進めており、令和7年度中を目

途として、都市計画決定を行うこととしております。

次に、これまでの検討状況についてご説明します。

第1回の検討委員会では、左側に記載していますが、熊本都市計画区域の現状の分析と右側に記載の主な社会情勢の変化の整理を行っております。

具体的な内容の説明は省略しますが、これを踏まえまして、熊本都市計画区域における課題を整理し、この課題を踏まえまして、3つの見直しの方向性を定めました。

まず1つ目が、頻発・激甚化する自然災害への対応。

2つ目が、持続的なまちづくりへの対応。

3つ目が、世界的な半導体企業の進出に伴う、新たな産業集積への対応としています。

第1回検討委員会では、この3つの見直しの方向性をお示しし、改定の方針を確認したところです。

第1回検討委員会の主な意見としましては、「現行の区域マスの評価も必要ではないか」とのご意見や「カーボンニュートラルやグリーンインフラといった、水や緑を守るという方針もしっかりと記載して欲しい」などのご意見をいただきました。

これは、第2回検討委員会の内容についてですが、まず、全体的な構成、骨子の確認を行いました。主な見直し箇所としましては、赤字で記載しております、各種の社会課題への対応として、頻発・激甚化する自然災害への対応、熊本サイエンスパークの実現に向けた対応を追記しています。

また、主要な都市計画の決定の方針の中にも、都市防災に関する方針を追記しております。

次に、第2回検討委員会では、都市づくりの基本理念と目標の設定を行いました。都市づくりの基本理念、目標は概ね20年後の都市の姿を展望して定めるものとなります。

赤字で記載の箇所が見直し箇所となりますが、基本理念は、「豊かな自然と歴史を活かし、誰もが安心して暮らせる活力ある、エコ・コンパクトな都市づくり」としています。目標に関しては、5つの目標を定めています。

目標1として、災害に強く誰もが安全・安心に暮らせる都市づくり。

目標2として、多様な都市機能の集積、利便性の向上を目指す多核連携型都市づくり。

目標3、様々な交流を促進する快適で便利な公共交通優先の都市づくり。

目標4、豊かな自然、歴史、文化、景観と調和した環境と共生する都市づくり。

最後に、目標5として、住民などと行政が共創により取り組むまちづくりとしています。

第2回検討委員会の主なご意見としましては、「農地を守るためには人材育成も重要」とのご意見や「TSMC進出は100年に1度の環境変化であるために、これまでと違うという意識で見直しが必要」などのご意見をいただいたところです。

次に、第3回検討委員会についてですが、現在開催に向けて準備を進めているところです。第3回では、マスタープラン全体の原案をお示しする予定としております。

本日は、第3回でのご意見を伺う予定の主な見直しポイントとしまして、3点ご説明させていただきます。

まず、1点目の見直しポイントとして、熊本サイエンスパークの実現に向けた対応についてです。

上段2つ目のポツで記載していますが、本県では台湾のサイエンスパークを参考に、企業だけでなく、大学研究機関の立地と産官学連携によるイノベーションの創出、そして、人材育成の確保ができる理想の循環の構築を目指しており、その方針を示した計画としまして、熊本サイエンスパーク推進ビジョンの策定を進めています。都市計画においては、産業集積だけではなく、農林漁業と調和した土地利用や生活環境の充実のための土地利用も重要だと考えております。

また、土地利用に合わせて、道路、公共交通、下水道、公園などの都市基盤整備も連携して進める必要があると考えておりまして、その方針を区域マスにも記載することとしております。

次に、2つ目の見直しのポイントは、主要な都市計画の決定の方針についてです。

主要な都市計画の決定の方針では、土地利用、都市施設、市街地整備、自然的環境、都市防災の5つの項目について、基本的な方針を記載しています。それぞれの見直しのポイントについて簡単に説明します。

まず、土地利用についてですが、今後想定される人口減少、超高齢化社会の到来を踏まえ、持続可能な社会を構築するために、コンパクトプラスネットワークの推進や居心地がよく歩きたくなるまちづくりの推進の方針を記載します。

次に、都市施設に関して、前回の本審議会で付議しました熊本セミコン特定公共下水道の内容や交通に関して熊本都市圏都市交通マスタープランと連携を図りながら、作業を進めていまして、その内容を記載いたします。

市街地整備事業に関しては、菊陽町が進めています、原水駅周辺土地区画整理事業の土地利用イメージ図を載せておりますが、今後も市街地整備事業を活用した面整備の推進について、その方針を記載いたします。

自然的環境に関しては、地下水保全パンフレットを載せておりますけど、本県の豊かな地下水を守っていく方針を記載することやまちづくりGXなどの取り

組みの推進についても記載します。

最後に、都市防災に関しては、今回新たに追加する項目になりますが、左側のポンチ絵に記載のように災害に強い都市づくりを推進するために、防災・減災対策や事前復興に関する方針、右側の国の資料に記載されている盛土対策の推進、安全な地域への移転促進などの方針について記載いたします。

最後に、3つ目の見直しのポイントは、都市計画区域の広域的な連携についてです。

本区域は、広域的都市圏の中で、中枢となる都市計画区域であり、周辺区域から通勤・通学等の交通流動が増えています。そのため、周辺区域と連携した都市づくりを行っていく必要があります、その方針を記載します。

右下に大津町の状況としてグラフを載せておりますが、世界的な半導体企業の進出以降、住宅新規開発は急増しており、また、外国人の住民数も増加しています。

また、菊池市においても同様に増加が見込まれており、右下の資料のように、土地利用のゾーニング図を示して、誘導を図ることとされています。

県としましては、これらの隣接する大津・菊池の都市計画区域への影響も踏まえ、連携した都市基盤整備などを推進するとともに、区域マスにもその方針を記載いたします。

また、左下のポンチ絵のように、県では熊本、菊池と大津の区域マスの見直しを行っており、また、菊池市、大津町ではそれぞれ都市マスと立地適正化計画の見直し及び策定を進めています。すべて令和7年度中の策定・改定として県と市町で連携して作業を進めているところです。

以上で、熊本都市計画都市計画区域マスタープラン及び区域区分の見直しについてのご報告を終わらせていただきます。

柿本会長

ただいま事務局より説明がありました内容について、皆様からご意見、ご質問はありませんでしょうか。

前田委員

ご説明ありがとうございました。

前回は平成27年で、10年ごとという説明がございました。

災害対策、また、気候変動、TSMCの進出、これはここ数年で熊本は特に取り上げられる事例なので、今の説明も分かるのですが、渋滞対策は10年前もちろん議題に挙がったと思うのですが、そのときと今、何か反省点やそれを踏まえて今回はこのような見直しとか、そういう議論はあるのでしょうか。

松田都市計画課長

いくつも反省点はございますけれど、大きくは郊外の方にT SMCをはじめ、住宅も開発がかなり進展してしまったのが渋滞の1つの原因というように捉えています。今回も、人口が熊本都市計画区域は若干伸びているのですが、市街化区域よりも、本来であれば伸びてはいけない調整区域の方で伸びがあつていたり、T SMCもそうです。それは、これまで市街化調整区域で地区計画制度を活用していたり、あるいは集落内開発制度を活用して、どんどん人口が張りついてきたという経緯もございまして、今後さらに集約化を図る、あるいは市街化調整区域でもT SMCのように大きな開発があった場合は、広域的な交通拠点をいかに活かしていくか、そして、そこに連動するような道路整備を効率的にどうやっていくかというところを、大きな流れでいうと渋滞対策をやっております。

それと、郊外に進出、あるいは進展してしまった住宅から通われる交通に対しては、今ある道路をいかに活かしていただくかということで、交差点の改良、あるいは県警からいらしておられますけれど、信号制御等と連動した交通のあり方に取り組んでいるところでございます。

前田委員

今、ご説明にもあったように、線引きで調整区域なのにそれが外れる、一般の人ではそれはありえないだろうということがやはり起こっているわけです。国の方針、サイエンスパークの話もありましたけど、特殊な事情も様々あると思うのですが、どうしてもそれが先に進んで、渋滞対策や道路事情はそれが決まってしまうような印象が深いので。これ永遠の熊本の課題ですけど。渋滞対策についても、しっかり議論を進めていただきたいと思います。

松田都市計画課長

今、熊本市ともしっかり連携して、そういったものにも取り組んでおりますし、まずは、公共交通を活かした交通政策を優先的に取り組んでいきたいというように考えております。

柿本会長

他にございませんか。

今少しお話しがでてきた集落内開発制度や市街化調整区域での地区計画制度による開発、この辺については、ガイドライン等の見直しはされるのでしょうか。

松田都市計画課長

地区計画制度については、市町村が策定することになってはいますが、県がそれに対して同意の基準を作っておりましたが、途中から制度が少し変わって、市町独自の権限でつくることが可能になっております。そういったところで、私が先ほど述べましたようにこれまでの反省点というところで、しっかり関係市町と今後地区計画についてはどうあるべきかというのを、勉強しているところで、それを各市町がつくられるマスタープランで具体的に記載していただくよう、一生懸命検討しているところでございます。

柿本会長

他に何かございませんか。

先ほどありましたように、T S M Cの進出で人の流動が変わってきたところですね。令和4年に大津町の区域マスはつくられていますが、東部の方は大津と熊本都市計画区域は分かれた状態となっておりますが、この辺は一体にしなくてもいいのでしょうか。

松田都市計画課長

そういうご指摘もございまして、今、大津の都市計画区域マスタープランと菊池都市計画区域マスタープラン、そして熊本都市計画区域マスタープランは併せてつくっております。

ただ、これを一体的にというご質問、ご指摘でございますが、そうすると大津も菊池も市街化調整区域という大きな規制の変化を生み出して、これは大変なハレーションが起きてしまうのではないかと感じております。そこで、まずは特定用途地域という、線引きではない都市での規制制度がございまして、名前のとおり、マンションや大型施設、そういった特定のものに規制をかけていく制度がございまして、これについて、大津の都市計画について、現在考えているところでございまして、一気に市街化調整区域にしてしまうというのはものすごいハードルが高いというように捉えておりますので、まずはそういった規制をどうするべきかというところから、1歩ずつ進めていきたいと考えております。

柿本会長

難しいということだと思います。難しいというか、両方難しいです。規制を入れないと大津町の状況を見てみると社会的費用の方がだんだん大きくなってきて、規制を入れてしまうと個人の財産権を侵害されとかという話になってく

るのですけど。そこと社会的コストの大きさが、どっちが大きいかという話になってくるかと思うので、その辺のところは慎重に検討してください。

それと、サイエンスパークの話もあったのですが、サイエンスパークは、熊本都市計画区域以外のところにも広がってまいります。この辺のところと、区域マスの整合性はどうなってくるのでしょうか。サイエンスパーク構想で考えられている空間的には広いです。

松田都市計画課長

先達ての議会で知事が報告したことではありますけれど、今月中には何らかのビジョンを打ち出します。その中で、分散型という言葉を知事は使っております。今、T S M C と両方、一極集中型でやっておりますが、これを県下全域にその効果を波及させるというように考えております。それと、菊陽、合志、大津等はそういった都市型の開発だけでなく、農地をどうするか、農地をしっかりと守っていくという議論がなされておりますので、そういった部分も今日の説明の途中でございましたが、農林漁業との調整を第一優先に都市的開発を考えていきたいというように思っております。

柿本会長

他に何かございませんか。

他に意見がございませんでしたので、報告は以上とさせていただきます。

以上で、議案の審議は終了いたしました。

委員の皆様には、審議会の円滑な運営にご協力いただきました、誠にありがとうございました。

それでは、これ以降の進行につきましては事務局にお返しいたします。

松田都市計画課長

本日も熱心な議論ありがとうございました。今日、報告させていただきましたように、来年度、熊本都市計画区域のマスタープラン、それともう1つ、都市交通マスタープランも策定する予定でございます。これまでにない大変重要な計画となっておりますので、我々もしっかり取り組んで委員の皆様方に可能な限り、途中経過等も報告してまいりますので、来年度しっかりご審議をお願いいたします。本日はどうも、ありがとうございました。

【午前11時10分 閉会】

本書のとおり相違ありませんので、熊本県都市計画審議会運営規則第12条
第3項の規定によりここに署名します。

2025 年 4 月 3 日

議事録署名者

木 木 則 子

熊本県都市計画審議会委員

本書のとおり相違ありませんので、熊本県都市計画審議会運営規則第12条
第3項の規定によりここに署名します。

2025年 4月 25日

議事録署名者

熊本県都市計画審議会委員

藤川 隆夫